

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり公表する。

令和8年7月1日

山形市監査委員	山	川	稔	彦
同	伊	藤	明	彦
同	鈴	木		進

令和7～8年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査を下記のとおり実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を、次のとおり提出します。

記

1 監査のテーマ

市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について

2 監査の対象

総務部防災対策課

3 監査の期間

令和7年8月から令和8年6月まで

4 監査の方法

総務部防災対策課が管理する防災倉庫（災害時用備蓄物資を保管・管理している事務室や倉庫等を含む）及び災害時用備蓄物資の管理に係る事務を調査・把握し、関係書類等を抽出調査するとともに、現場調査及び関係職員からの聞取り等により実施した。

5 監査の結果

別冊報告書のとおり

令和 7 ～ 8 年度

行 政 監 査 報 告 書

「市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について」

山 形 市 監 査 委 員

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施した
結果は、次のとおりである。

令和8年7月1日

山形市監査委員	山	川	稔	彦
同	伊	藤	明	彦
同	鈴	木		進

目 次

第1	行政監査について	1
第2	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査の実施方法	2
6	監査の着眼点	2
	現場調査対象一覧	3
第3	監査対象の概要	5
1	山形市地域防災計画について	5
2	災害時用備蓄について	5
第4	監査の結果	5
1	防災倉庫は適切に管理されているか（着眼点1）	5
(1)	防災倉庫の管理状況について	5
2	備蓄物資は適切に管理されているか（着眼点2）	6
(1)	公助備蓄の状況	6
①	公助備蓄の品目について	6
②	公助備蓄の数量の算出方法について	10
③	備蓄数量について	12
(2)	備蓄物資等の管理、使用について	13
①	発電機等の取扱いについて	13
②	消毒用アルコールの保管について	14
3	備蓄物資の品質は確保されているか（着眼点3）	15
(1)	備蓄物資の賞味期限・保存期限の管理及び保管状況について	15
(2)	備蓄物資の更新管理について	17
(3)	各施設で更新された燃料（ガソリン）の確認について	18
4	備蓄物資の点検、数量管理は適切に行われているか（着眼点4）	18
(1)	新物資システムに登録された在庫数量と防災倉庫の備蓄数について	18
(2)	新物資システムに登録されていない物資について	18

5 協定等に基づく調達物資は、有効に調達できる仕組みとなっているか (着眼点5)	20
6 災害時用備蓄(公助備蓄)に関する周知は行われているか(着眼点6)	23
第5 監査の意見	24

<参考資料>

山形市地域防災計画(抜粋)	29
---------------	----

行政監査結果報告書

第1 行政監査について

行政監査は、特定の事務事業について、その能率性、効率性及び合理性（地方自治法第2条第14項及び第15項）並びに適法性（地方自治法施行令第140条の6）に主眼を置き、公正で効率的な行政運営を確保するために実施するものである。

令和7～8年度については、定例監査とは別に、独立した形で実施した。

第2 監査の概要

1 監査のテーマ

市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について

2 監査の目的

毎年、国内外において地震や風水害などの自然災害が多発している。令和6年1月に石川県能登地方で発生した能登半島地震や、同年7月に山形県内で発生した大雨では、多数の被災者が避難生活を余儀なくされた。

災害発生時における被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、必要な食料や飲料水及び生活必需品を確保しておくことは、極めて重要であり、山形市では、「山形市地域防災計画」に基づき、自助備蓄及び共助備蓄が困難な物資を、市避難所等に設置した防災倉庫等に分散して備蓄している。

災害発生時に必要となる災害時用備蓄物資及び物資を保管する防災倉庫の整備状況や保管場所における管理状況について調査し、検証することにより、災害対策の向上と市民生活の安全確保に寄与することを目的として監査しようとするものである。

3 監査の対象

総務部防災対策課

4 監査の期間

令和7年8月から令和8年6月まで

5 監査の実施方法

総務部防災対策課が管理する防災倉庫（災害時用備蓄物資を保管・管理している事務室や倉庫等を含む）及び災害時用備蓄物資の管理に係る事務を調査・把握し、関係書類等を抽出調査するとともに、現場調査及び関係職員からの聞取り等により実施した。

6 監査の着眼点

- (1) 防災倉庫は適切に管理されているか
- (2) 備蓄物資は適切に管理されているか
- (3) 備蓄物資の品質は確保されているか
- (4) 備蓄物資の点検、数量管理は適切に行われているか
- (5) 協定等に基づく調達物資は、有効に調達できる仕組みとなっているか
- (6) 災害時用備蓄（公助備蓄）に関する周知は行われているか

現場調査対象一覧

防災対策課に対して、防災倉庫（災害時用備蓄物資を保管・管理している事務所や倉庫等を含む）について照会した。回答があった１０４施設のうち、防災倉庫を設置している施設区分（コミュニティセンター、公民館、小中学校など）、設置場所（地区、災害想定区域など）等を勘案のうえ、３０カ所を選定し、現場調査を行った。

No.	施設等名	倉庫の形態
1	金井コミュニティセンター	防災倉庫
2	東沢コミュニティセンター	防災倉庫
3	南沼原コミュニティセンター	防災倉庫
4	南山形コミュニティセンター	防災倉庫
5	本沢コミュニティセンター	防災倉庫
6	東部公民館及び福祉文化センター	防災倉庫
7	元木公民館	防災倉庫
8	第三中学校	防災倉庫
9	第五中学校	防災倉庫
10	西小学校	防災倉庫
11	第十小学校	防災倉庫
12	千歳小学校	防災倉庫
13	出羽小学校	防災倉庫
14	東沢小学校	防災倉庫
15	高瀬小学校	防災倉庫
16	大郷小学校	防災倉庫
17	第七中学校	防災倉庫
18	山形北高等学校	防災倉庫
19	商業高等学校	防災倉庫
20	蔵王体育館	施設の倉庫の一部
21	江南体育館	防災倉庫
22	東北文教大学	防災倉庫
23	べにっこひろば	防災倉庫

No.	施設等名	倉庫の形態
24	やまがたクリエイティブシティセンターQ 1	施設の倉庫の一部
25	防災対策課倉庫（落合総合スポーツセンター物置）	本部所管の備蓄品の倉庫
26	漆山物資倉庫（防災対策課）	本部所管の備蓄品の倉庫
27	防災対策課倉庫（南栄町）	本部所管の備蓄品の倉庫
28	防災対策課倉庫（流通センター）	本部所管の備蓄品の倉庫
29	道の駅やまがた蔵王 防災倉庫	施設の倉庫の一部
30	防災対策課事務室等	本部所管の備蓄品の倉庫

第3 監査対象の概要

1 山形市地域防災計画について

本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、山形市地域防災計画（以下「防災計画」という。）を策定している。この計画は、本市の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的かつ基本的な計画である。現行の防災計画は、令和6年度に修正されている。

また、市民及び避難者等の生命と安全を確保し、健康と安全の保持を図るため、令和8年3月に山形市避難所等環境整備計画及び山形市防災情報DX推進計画を策定している。

2 災害時用備蓄について

防災計画第2章第8節には災害時用備蓄の充実が掲げられている。

防災計画では、災害発生時における被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進することとしており、市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助による備蓄（以下「自助備蓄」という）及び共助による備蓄（以下「共助備蓄」という）が困難なものについて、公助による備蓄（以下「公助備蓄」という）を推進すると記載されている。公助備蓄は、自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備するとされている。

また、災害時において、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体や事業者と流通在庫品の供給応援に関する協定を推進している。さらに応援協定都市から非常用食料等を確保し、県との連携により効果的な備蓄品の充実を図るものとするとしている。

第4 監査の結果

着眼点ごとの監査の結果は次のとおりである。

1 防災倉庫は適切に管理されているか(着眼点1)

(1) 防災倉庫の管理状況について

道の駅やまがた蔵王は、広域的な防災拠点を持つ「防災道の駅」の指定を目指し整備さ

れ、令和7年5月に国土交通省の指定を受けている。また、整備にあたっては、緊急・防災減債事業債を活用するなど、防災に特化した施設としての特徴を持っている。

しかしながら、現場調査において、防災倉庫内に施設が所有している防災とは関連しない草刈り機や太鼓などの資材等が多数保管されていることが確認された。〔写真1〕

また、防災倉庫の設置場所については、防災倉庫から市避難所まで備蓄物資及び資機材を運搬する経路の地面が碎石敷き（西小学校）、ぬかるんだ地面の場所（山形北高等学校）や、屋根からの落雪時に長い距離を迂回しなければならない場所に設置してある（第七中学校）など、特に重量のある発電機の移動が容易ではないと思われる事例が見受けられた。

〔写真1〕 道の駅やまがた蔵王



2 備蓄物資は適切に管理されているか（着眼点2）

(1) 公助備蓄の状況

① 公助備蓄の品目について

市の備蓄の状況について、防災計画に記載された公助備蓄の内容と各防災倉庫等に備蓄されている品目を比較すると、防災計画に記載された公助備蓄の内容はすべて備蓄されていた。一方、防災計画に記載のない物資（大人用おむつ、子供用おむつ、マットレス、段ボールベッド、ブルーシート、避難所開設キット、感染症対策キット）が備蓄され、内閣府が運用している新物資システム（※1）に数量等を入力し、備蓄物資として管理していた。（表1）

さらに、国が行うプッシュ型支援（※2）において被災者の命と生活環境に不可欠な必需品としている基本8品目と比較したところ、トイレットペーパーが備蓄されてい

かった。(表2)

なお、避難所等環境整備計画では、国が示す基本8品目に加え、独自に寒暖対策、感染症対策、停電対策の資機材を備蓄する計画となっている。

※1 新物資システム (B-PLo) (内閣府ホームページより抜粋)

内閣府では、令和2年度から、「物資調達・輸送調達等支援システム(以下、「旧システム」という。))」の運用を開始しています。平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便・迅速に把握できるほか、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現しています。

これまで利用者から寄せられた意見や、令和6年能登半島地震で生じた課題等を踏まえて、旧システムの機能を踏襲しつつ、さらなる視認性及び操作性の向上や、円滑な物資支援が可能となるよう、新たに機能を追加した「新物資システム(呼称 B-PLo(Busshi Procurement and Logistics support system))」を令和7年4月より運用開始しています。

※2 プッシュ型支援 (内閣府ホームページより抜粋)

大規模災害発災当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。

このため、国が被災都道府県からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に、被災者の命と生活環境に不可欠な物資(基本8品目)のほか、避難所環境の整備に必要な物資、冷暖房機器、感染症対策に必要なマスクや消毒液等を調達し、被災地に緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

表1 新物資システムに登録されている備蓄物資の内容及び備蓄の状況

防災計画における公助備蓄の内容		備蓄の状況（令和7年9月末現在）	
区 分	備蓄の内容	品 目	備蓄数量
食料	高齢者等用食料	アルファ化米	14,600 食
		おかゆ	10,160 食
		缶入りパン	1,770 食
		栄養補助食品	7,260 食
	乳児用液体ミルク等	乳児用液体ミルク 哺乳瓶（使い捨て）	432 缶 432 本
生活必需品	生理用品	生理用品	3,010 個
	毛布	毛布	14,443 枚
	非常用携帯トイレ	非常用携帯トイレ	37,400 個
感染症 対策品	マスク	マスク	118,700 枚
	消毒液	消毒液	688 個
	体温計	体温計（非接触型）	443 個
		体温計（接触型）	102 個
	段ボールパーテーション等	段ボール（間仕切り）	11,800 個
資機材	発電機	発電機	94 個
	投光器	投光器	94 個
	燃料携行缶	燃料携行缶	94 個
		非常用電源用燃料	1,425 L
	コードリール	延長コード	96 個
防災計画における公助備蓄の内容には含まれていないもの		大人用おむつ（M、L）	104 個
		子供用おむつ （新生児用、S、M、L）	1,056 個
		マットレス	1,250 個
		段ボールベッド	331 個
		ブルーシート	1,036 枚
		避難所開設キット ※3	94 個
		感染症対策キット ※4	94 個

※3 避難所開設キット

(文房具類、軍手、下足袋、ラジオ・ライト、災害用公衆電話等)

※4 感染症対策キット

(漂白剤、使捨てレインコート、使い捨て手袋、フェイスシールド、タオル、ペーパータオル、使い捨てスリッパ等)

表2 国が行うプッシュ型支援による物資調達において被災者の生活環境に必要な必需品として供給される基本8品目の備蓄の状況 (令和7年9月末現在)

基本8品目	品目	備蓄数量
食料	アルファ化米	14,600 食
	おかゆ	10,160 食
	缶入りパン	1,770 食
	栄養補助食品	7,260 食
毛布	毛布	14,443 枚
乳幼児用粉ミルク又は液体ミルク	乳児用液体ミルク	432 缶
	哺乳瓶(使い捨て)	432 本
乳児・小児用おむつ	子供用おむつ (新生児用、S、M、L)	1,056 個
大人用おむつ	大人用おむつ(M、L)	104 個
携帯トイレ・簡易トイレ	非常用携帯トイレ	37,400 個
トイレットペーパー	—	— 個
生理用品	生理用品	3,010 個

② 公助備蓄の数量の算出方法について

防災計画では、想定避難者数を30,676人としている。この数値は、平成14年度に国が発表した「山形盆地断層帯の評価」に対し、県が行った被害想定調査における避難所生活者数の想定結果を基に、市は、避難所生活者（ピーク時）を30,767人（発災ケース（冬期夕方）と想定したものである。

公助備蓄の数量は防災計画に記載されていないが、避難想定者を約30,000人とし、高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等、生理用品、毛布、非常用携帯トイレについては、それぞれ備蓄数量が算出されていた。（表3）

高齢者等用食料品及び毛布は、上記避難者数を基礎数値とし、公助備蓄の数量算出の対象者としている高齢者、重度障がい者及び乳幼児数に50%の公助率（避難者のうち約半数は自宅から食料等を持参するのが困難と想定した率）を乗じて算出されているが、高齢者数、乳幼児数におけるそれぞれの比率（65歳以上24.1%、1～2歳児1.7%）及び重度障がい者数（重度障がい者数235人）の根拠が把握されていなかった。なお、国勢調査による年齢別人口における65歳以上の構成比率は、平成27年が27.1%、令和2年が29.2%であるが、備蓄数は24.1%を用いて算出されていた。

公助備蓄数の算定の基礎となる対象者数は、人口動態等によって変化することを勘案すれば、一定の期間又はタイミングで見直すことが必要である。また、公助率として50%を用いているが、災害時の避難所の運営に際し、一部の避難者にのみ物資を配布するとなった際には、市民の理解を得られにくいことも懸念されるため、公助備蓄数を算出する際に使用する根拠となる数値等は避難所運営も勘案のうえ、実態に応じ見直しを検討されたい。

なお、避難所等環境整備計画において、公助備蓄品目、目標数が示されたが、既に防災倉庫に備蓄されているものの、必要とされる備蓄数量が算出されていないものも見受けられることから、改めて算出方法を検討し、備蓄すべき数量を確保されたい。

表3 公助備蓄の数量の考え方

(令和7年9月時点での調査票の回答内容)

区分	備蓄の内容	算出方法	算出数量
食料	高齢者等用食料	想定避難者 30,000 人のうち、65 歳以上(比率 24.1%)および1～2 歳児(比率 1.7%)、重度障がい者 235 人を想定し、該当者数は約 7,975 人 $7,975 \text{ 人} \times 3 \text{ 食} \times 3 \text{ 日分} \times 50\% (\text{公助率}) \div 36,000 \text{ 食}$	36,000 食
	乳児用液体ミルク等	想定避難者のうち授乳対象者数 330 人 $\times 1 \text{ 日} \times 2 \text{ 缶}$ $\times 3 \text{ 日分} \times 50\% (\text{公助率}) \times 60\% (\text{ミルク使用率})$ $- 168 \text{ 缶} (\text{村山総合支庁備蓄分}) = 426 \text{ 缶}$ 箱数換算で $24 \text{ 缶入} \times 18 \text{ 箱分} = 432 \text{ 缶}$ (哺乳瓶：ミルクと同数)	432 缶 432 本
生活必需品	生理用品	想定避難者 30,000 人 $\times 50\% (\text{女性比率}) \times 50\% (\text{使用者率}) \times 25\% (\text{使用周期率}) \times 50\% (\text{公助率})$ $\times 6 \text{ 枚} + \text{追加供給用保管分} \div 6,450 \text{ 個}$	6,450 個
	毛布	想定避難者 30,000 人のうち、65 歳以上(比率 24.1%)および1～2 歳児(比率 1.7%)、重度障がい者 235 人を想定し、該当者数は約 7,975 人 $7,975 \text{ 人} \times 50\% (\text{公助率}) \div 4,000 \text{ 枚}$	4,000 枚
	非常用携帯トイレ	想定避難者 30,000 人 $\times 50\% (\text{避難想定者数の半数}) \times 3 \text{ 日分} - 7,500 \text{ 枚} (\text{県確保分}) \div 37,600 \text{ 個}$	37,600 個
感染症対策品	マスク	—	—
	消毒液	—	—
	体温計	—	—
	段ボールパーテーション等	—	—
資機材	発電機	—	—
	投光器	—	—
	燃料携行缶	—	—
	コードリール	—	—

③ 備蓄数量について

公助備蓄の数量の考え方に基づく算出数量に対する備蓄数量の割合は、表４のとおりである。

備蓄の内容ごとにみると、高齢者等用食料は９３．９％、生理用品は４６．７％、非常用携帯トイレは９９．５％で充足率が１００％を下回っており、乳児用液体ミルク等は１００．０％、毛布は３６１．１％で、１００％を超えて備蓄されていた。

高齢者等用食料は、保存期限まで概ね１年を切った物資について、新たに食料を購入する前に小学校の防災教育等で配布しており、常に充足率が１００％を下回る状況になっていた。

生理用品は、令和３年度から備蓄を始め、令和８年度までに６，４５０個を配備する計画となっている。令和７年９月末の時点では、令和７年度分が未購入であり、充足率が４６．７％と、１００％を下回っていた。

毛布は、令和２年度に、避難所における感染症対策のために資材（段ボールベッド、パーテーション）を新たに購入した際に、９，６７０枚を追加したため、算出数量である４，０００枚より多く保管されていた。

表４ 公助備蓄の数量の考え方に対する備蓄数量の割合（令和７年９月末現在）

（割合については小数点第２位を四捨五入）

公助備蓄の数量の考え方に基づく算出数量		公助備蓄の状況		
備蓄の内容	算出数量	品 目	備蓄数量	算出数量に対する割合
高齢者等用食料	36,000 食	アルファ化米	14,600 食	93.9%
		おかゆ	10,160 食	
		缶入りパン	1,770 食	
		栄養補助食品	7,260 食	
乳児用液体ミルク等	432 缶	乳児用液体ミルク	432 缶	100.0%
		哺乳瓶（使い捨て）	432 本	
生理用品	6,450 個	生理用品	3,010 個	46.7%
毛布	4,000 枚	毛布	14,443 枚	361.1%
非常用携帯トイレ	37,600 個	非常用携帯トイレ	37,400 個	99.5%

(2) 備蓄物資等の管理、使用について

① 発電機等の取扱いについて

各防災支部及び防災避難所の防災倉庫には、発電機及び投光器等が整備されている。

平常時は、管理体制や保管、使用時の注意点、保守、使用届出の手順などが記載された「災害用発電機等の保守管理マニュアル」に基づき管理等を行うこととなっている。

発電機等は、自主防災組織、町内会・自治会、施設管理者等から貸出の依頼があり、対象事業（防災に関する事業（防災訓練等）、公共性の高い事業、その他市長が認める事業）に該当する場合、「災害用発電機等使用届出書」（以下、「使用届出書」という。）の届出を受けて無料で貸し出していた。（表 5）

発電機の防災対策課への使用届出書の届出状況をみると、令和 6 年度の届出件数は 5 件であり、全て自治会・町内会事業での使用となっていた。また、防災に関する事業で届出されたものはなかった。

使用の条件として、「使用目的が対象事業に合致していること」、「使用した燃料については使用者で負担すること」、「使用者の責に帰すべき理由により、損害や破損が生じたときは、使用者で負担すること」、「使用場所が発電機保管施設敷地内またはその近隣であり、使用中であっても災害など不測の事態が生じた場合には発電機保管施設地内での使用が可能であること」が記載されていたが、発電機等が返却された際に、使用した燃料が補充されているか、発電機に破損がないかなどの点検方法は、災害用発電機等の保守管理マニュアルに定められておらず、実際の燃料の使用状況や発電機等の破損の有無について点検されたかどうかを確認している記録もなかった。

また、現場調査を行ったコミュニティセンターにおいて、自治会の地区祭りでの使用を目的に、発電機の貸出を行っていたものが 2 件あったが、使用届出書の提出を受けていなかった。

表5 災害用発電機等使用届出書の届出状況（令和6年度分）

施設名	貸出品	貸出先	対象事業	貸出期間
コミュニティセンター	発電機、投光器、ガソリン携行缶	自治会	夏祭り	R6.8.10
	発電機、投光器、ガソリン携行缶、コードリール	自治会	夏祭り	R6.8.3
小学校	発電機、投光器、コードリール	町内会	夏祭り	R6.8.3～8.4
小学校	発電機、ガソリン携行缶	町内会	地区祭り	R6.7.27
			夏祭り	R6.8.16

② 消毒用アルコールの保管について

現場調査において、漆山物資倉庫（防災対策課）及び防災対策課倉庫（南栄町）では、消防長へ届出が必要な数量の消毒用アルコールを保管しているにも関わらず、届出されていなかった。〔写真2〕〔写真3〕（表6）

消防法において、アルコールの濃度（重量%）が60%以上の水溶液は、危険物に該当し、「第四類 アルコール類」に分類される。山形市火災予防条例では、指定数量（アルコールの場合400L）の5分の1以上（80L）を保管する場合、消防長に届け出なければならないとされている。

〔写真2〕 漆山物資倉庫



〔写真3〕南栄町倉庫



表6 消毒用アルコールの保管状況

	保管数	数量	エタノール濃度
漆山物資倉庫（防災対策課）	5L×4本×7箱	140L	75%
	4L×2本	8L	65%
防災対策課倉庫（南栄町）	5L×2本×10箱	100L	75%

3 備蓄物資の品質は確保されているか（着眼点3）

(1) 備蓄物資の賞味期限・保存期限の管理及び保管状況について

市における備蓄物資の保管場所、数量、賞味期限・保存期限等の管理は、内閣府が運用する新物資システムを使用して行う運用となっていた。

賞味期限・保存期限は、食料5品目（アルファ化米、おかゆ、缶入りパン、栄養補助食品、乳幼児用液体ミルク）及び生活必需品の生理用品については新物資システムにそれぞれ入力されていたが、そのほかの物資については入力されておらず、物資ごとの保存期限の管理がされていなかった。（表7）

なお、現場調査においては、すべての防災倉庫で食料及び生活必需品は梱包した状態で保管されていたが、防災対策課倉庫（流通センター）で保管されている段ボールベッドには、天井から落ちてきたと思われるゴミが付着しており、汚れたまま保管されていた。

〔写真4〕 流通センター倉庫



〔写真5〕段ボールベッドの汚れ



表 7 備蓄物資の賞味期限・保存期限及び新物資システムへの期限の入力状況

区 分	品 目	賞味期限 ・保存期限	新物資システム への期限の入力
食料	アルファ化米	5 年	あり
	おかゆ	5 年	あり
	缶入りパン	3 年	あり
	栄養補助食品	3 年	あり
	乳児用液体ミルク	1 年	あり
生活必需品	生理用品	1 0 年	あり
	毛布	1 0 年	なし
	非常用携帯トイレ	7 年	なし
感染症対策品	マスク	—	なし
	消毒液	—	なし
	体温計	—	なし
	段ボールパーテーション等	—	なし
資機材	発電機	—	なし
	投光器	—	なし
	燃料携行缶	—	なし
	コードリール	—	なし
	大人用おむつ	—	なし
	子供用おむつ	—	なし
	マットレス	—	なし
	段ボールベッド	—	なし
	ブルーシート	—	なし
	避難所開設キット	—	なし
	感染症対策キット	—	なし

(2) 備蓄物資の更新管理について

防災計画には、保存期間が概ね1年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとして記載されている。

令和6年度の更新における賞味期限が近い食料は、市内の小学5年生を対象とした一斉配布、防災関連イベントにおける市民への配布、大学・小学校で実施された防災に関連した授業での配布、自主防災組織等への配布が行われ、液体ミルクは乳幼児家庭を対象とした配布が行われていた。

なお、配布数量については、市内小学校5年生への一斉配布を除き、記録されたものは無く、在庫管理がされていない状況であった。（表8）

また、現場調査においては、市から道の駅やまがた蔵王に対し、施設の防災に関するイベントで活用してもらうことを目的にユニフーズが提供されていたが、提供時期及び数量の記録がなく、当該施設の防災倉庫に賞味期限が切れた状態で120食が保管されていた。

表8 備蓄物資の配布事例と数量（令和6年度）

（令和8年2月時点での調査回答内容）

品目	更新数量	配布数量	配布先	活用方法
ユニフーズ	3,600 食	1,940 食	市内小学校（一斉配布）	自助備蓄啓発のため
		1,660 食	記録なし	
缶入りパン	600 食	600 食	記録なし	
栄養補助食品	2,400 食	2,400 食	記録なし	
乳幼児用液体 ミルク	432 本	432 本	乳幼児がいる家庭 （関連課を通じて配布）	家庭訪問等で市民に配布

上記以外の配布先

- ・防災関連イベント（山形市防災フェスティバル、スプリングフェスティバルはたらく車大集合）
- ・大学（地域との防災訓練、授業）
- ・小学校（防災関連の授業）
- ・自主防災組織等（防災訓練等）

(3) 各施設で更新された燃料（ガソリン）の確認について

各施設で保管されている発電機用のガソリンは、長期保管による劣化を防ぐため、施設にある機械等に給油し計画的に更新することとされているが、用途については各施設長に任されており、防災対策課では具体的な使用実績や更新の状況について把握していなかった。

また、金井コミュニティセンター及びやまがたクリエイティブシティセンターQ1において、携行缶が空の状態であることが確認された。

4 備蓄物資の点検、数量管理は適切に行われているか（着眼点4）

(1) 新物資システムに登録された在庫数量と防災倉庫の備蓄数について

新物資システムから出力した備蓄物資の一覧と防災倉庫の備蓄数を照合したところ、調査対象となった30カ所のうち、防災対策課倉庫（南栄町）を除く29カ所で数量が一致していなかった。防災対策課倉庫（南栄町）については、保管されているマスクの枚数が、約11万枚と多数で、さらに、それぞれの箱に収納されているマスクの枚数が異なることや、箱が開封され一部使用されているものもあり、残枚数を数えることが困難であったため、正確に数を把握することができなかった。

また、数量が一致しない例として、漆山物資倉庫に保管された物資のうち非常用携帯トイレは、登録数が0となっていたが、現場調査では23,400個が保管されていることが確認された。これは、令和7年4月から漆山物資倉庫の利用を開始したことに伴い、他の倉庫に保管されていた非常用携帯トイレを移動したものと及び令和7年度に購入したものについて、新物資システムに数量の登録をしていなかったことによるものであった。

(2) 新物資システムに登録されていない物資について

現場調査において、防災倉庫内に新物資システムに登録されていない物資が保管されていた。（表9）

これらの物資の多くは、保管に至るまでの経緯や取得日に関する記録がなく、市の購入によるものか、寄附により受け入れたものであるのか把握されていない状態であった。

また、南栄町物資倉庫では、使い捨て歯ブラシが空き箱にバラの状態に入れられており、ローソク等は箱が開封されている状態にあるなど、数量の確認ができないものがあった。

表9 防災倉庫に保管されている物資のうち、新物資システムに登録されていないもの

施設等名	物資・数量
金井コミュニティセンター	ペットゲージ2個
東部公民館及び福祉文化センター	ペットゲージ2個
東沢小学校	ペットゲージ2個
東北文教大学	ペットゲージ2個
防災対策課倉庫（落合スポーツセンター物置）	ゼリー飲料 480 個
漆山物資倉庫（防災対策課）	ウェットタオル（200 枚×5 箱） スプレーボトル（30 個） 畳（1 畳×28 枚） 防護服（50 枚×5 箱） 防災キットBOX（9 箱） ウォーターバック（125 袋）
防災対策課倉庫（南栄町）	消毒用アルコール（100L） <数量の確認ができないもの> ・使い捨て歯ブラシ ・ローソク ・ゴミ袋

5 協定等に基づく調達物資は、有効に調達できる仕組みとなっているか（着眼点5）

防災計画では、災害時において、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体や事業者と流通在庫品の供給応援に関する協定を推進することとしている。

協定は、対公共機関で24協定、対民間機関で126協定と、幅広い分野できめ細かく協定が締結されていた。

そのうち、市の備蓄物資内容と照らし合わせると、防災計画における公助備蓄の内容に関連する協定は、表10のとおりである。また、防災計画における公助備蓄の内容には含まれていないが、市が備蓄している品目に関する協定は、表11のとおり締結されていた。

物資調達における協定の新規締結、更新、改定、廃止は、防災対策課で行っていたが、内容によってそれぞれ所管課が定められており、協定に基づく各協定先との連絡調整は、平常時、災害時とも各所管課が行うこととなっている。

また、防災計画では、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換や情報伝達訓練の実施などにより災害時の連絡体制を確立し、流通備蓄の最大限利用による安定供給の確保に努めることとされている。

協定先の連絡担当者との情報交換については、令和6年9月に防災対策課からの通知を受けた所管課がそれぞれの協定先とお互いの連絡責任者や連絡先を確認しており、その結果が防災対策課へ報告されていた。

情報伝達訓練については、防災対策課では各所管課へ実施の周知はしておらず、実施したことを確認できるものがなかった。

表 1 0 防災計画における公助備蓄の内容に関する応援協定

(令和 5 年度地域防災計画資料編より)

防災計画における公助備蓄の内容		応援協定の状況	
区分	備蓄の内容	締結機関	主な品目等
食料	高齢者等用食料	山形県パン協同組合	食糧
		協同組合山形流通団地	食料品（加工食品、菓子パン、缶詰等）
		山形県生活協同組合連合会	パン類、レトルト食品、缶詰、果物、インスタントラーメン、インスタントスープ、米
		株式会社ヤマザワ	食料品
		高橋畜産食肉株式会社	食料品
	乳児用液体ミルク等	協同組合山形流通団地	粉ミルク、哺乳ビン
		山形県生活協同組合連合会	粉ミルク、哺乳瓶
		株式会社サンデー	哺乳瓶
生活必需品	生理用品	協同組合山形流通団地	生理用品
		山形県生活協同組合連合会	生理用品
		株式会社サンデー	生理用品
	毛布	協同組合山形流通団地	寝具類（毛布等）
		山形県生活協同組合連合会	毛布
		株式会社サンデー	毛布
		NPO法人コメリ災害対策センター	毛布
	非常用携帯トイレ	NPO法人コメリ災害対策センター	救急ミニトイレ
		株式会社サンデー	簡易トイレ
		株式会社レンタルのニッケン山形営業所	簡易トイレ

感染症 対策品	マスク	山形県生活協同組合連合会	マスク
		NPO法人コメリ災害対策センター	マスク
	消毒液	山形県医薬品卸業協会	医薬品、衛生材料等
	体温計	山形県医薬品卸業協会	医薬品、衛生材料等
	段ボールパ ーテーション等	東北カートン株式会社	段ボール製品
資機材	発電機	株式会社レンタルのニッケン山 形営業所	発電機
		山形県高圧ガス地域防災協議会	発電機
	投光器	NPO法人コメリ災害対策セン ター	投光器
		株式会社レンタルのニッケン山 形営業所	照明機材
	燃料携行缶	イオン東北株式会社	災害活動用資機材
	コードリール	イオン東北株式会社	災害活動用資機材

表 1 1 防災計画における公助備蓄の内容には含まれていないが、市が備蓄している品目に
関する協定 (令和 5 年度地域防災計画資料編より)

備蓄品目	応援協定の状況	
	締結機関	品 目
子供用おむつ 大人用おむつ	協同組合山形流通団地	紙おむつ
	山形県生活協同組合連合会	紙おむつ
	株式会社サンデー	紙おむつ
段ボールベッド	東北カートン株式会社	段ボール製品
マットレス	協同組合山形流通団地	寝具類 (毛布等)
ブルーシート	イオン東北株式会社	災害活動用資機材
	NPO法人コメリ災害対策センター	作業シート
	株式会社サンデー	防水シート

6 災害時用備蓄（公助備蓄）に関する周知は行われているか（着眼点6）

防災に関する情報は、山形市公式ホームページ、広報やまがた、災害情報メールマガジン、SNS（山形市公式フェイスブック、山形市LINE公式アカウント、防災対策課公式X）等で市民に向けて発信されており、災害に備える観点から、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限3日（推奨1週間）の備蓄を推奨しており、非常用持出品の例を掲載するなどされていた。また、自主防災組織や学校、団体に対して防災に係る出前講座を行っていた。

しかしながら、市の公助備蓄が限られた方を対象としているという基本的な考え方について掲載されていたのは、広報やまがた（令和6年9月1日号）及び山形市公式ホームページのみであった。広報やまがたには、避難所にある備蓄品は高齢の方など、非常持出品を持参することが困難な方を対象にしているため、数に限りがある旨が記載されていた。山形市公式ホームページでは、避難所に設置された防災倉庫内を紹介する動画の中でのみ公助備蓄が要配慮者に対する備蓄であることが説明されていた。

公助備蓄の品目と数量については、ホームページにおいて、山形県内各市町村及び県備蓄分の一覧が掲載されていたが、市民の避難先となっている施設の防災倉庫における備蓄状況は記載がなかった。

第5 監査の意見

災害時用備蓄物資を保管する防災倉庫の整備状況及び災害時用備蓄物資の管理状況について調査した結果による着眼点ごとの意見は下記のとおりである。

○着眼点1 防災倉庫は適切に管理されているか

- (1) 道の駅やまがた蔵王は、「防災道の駅」の指定を受け、防災倉庫部分は防災に特化したスペースとして整備したものであるが、防災の目的とは関係のない資材が多数保管されている状況が見受けられた。防災倉庫には、避難所の運営に欠かせない物資が保管されており、災害時に迅速に避難所を開設するため、平常時からの備蓄物資の保管状況の確認や整理整頓が重要である。施設整備の方針及び市の防災施策上の位置付けを改めて確認し、防災拠点の防災倉庫として活用されるよう適切に管理されたい。
- (2) また、一部の防災倉庫は、設置場所から避難所となる体育館等までの経路上の地面が平滑でないなど、特に重量のある発電機の移動が容易ではないと思われる場所があった。災害時、特に夜間において、避難所開設初動時の速やかな発電機の設置・稼働は避難所運営に直結するものであり、発電機等の機材の迅速かつ安全な搬出経路の確保は重要である。運搬経路の状況によっては、搬出に時間を要するだけでなく、転倒や負傷などの二次的被害が生じることも考えられる。災害時に速やかな避難所の開設を行うため、平常時から、災害発生時を想定した物資の運搬方法や運搬経路の確認を行い、避難所開設に支障をきたすことが想定される場合は、防災倉庫設置場所の移動を含め、実践的な観点から対応を検討されたい。

○着眼点2 備蓄物資は適切に管理されているか

- (1) 防災倉庫には、防災計画に位置付けられている公助備蓄の物資以外にも、マットレスやブルーシート等が保管され、内閣府が運用している新物資システムに数量等を入力し、備蓄物資として管理されていたが、防災計画上の備蓄物資としての位置づけが不明確であった。既に防災倉庫に備蓄されているものの、防災計画に記載されていない備蓄物資については公助による備蓄の必要性を検討のうえ、防災計画に位置づけるなど、備蓄するものの根拠を明確にされたい。
- (2) さらに、避難所等環境整備計画に基づく新たな備蓄物資についても、防災計画における位置づけを検討し、山形市地域防災計画と山形市避難所等環境整備計画の整合を図られたい。

- (3) 公助備蓄の数量の算出方法については、算定の根拠となる対象者の比率の根拠が把握されておらず、感染症対策品及び資機材については必要数量の算出がされていなかった。公助備蓄数の算定の基礎となる対象者数は人口動態等によって変化することを勘案し、その対象者比率の根拠を明確にしたうえで、一定の期間又はタイミングで見直すことを検討されたい。
- (4) また、公助率として50%を用いているものもあるが、災害時の避難所の運営に際し、一部の避難者にのみ物資を配布するとなった際には、市民の理解を得られにくいことも懸念されるため、公助備蓄数を算出する際に使用する根拠となる数値等は避難所運営も勘案のうえ、実態に応じ見直しを検討されたい。
- (5) なお、避難所等環境整備計画において、公助備蓄品目、目標数が示されたが、既に防災倉庫に備蓄されているものの、必要とされる備蓄数量が算出されていないものも見受けられることから、改めて算出方法を検討し、備蓄すべき数量を確保されたい。
- (6) 実際の備蓄数量については、高齢者等用食料においては更新のタイミングにより算定数量を下回っていた。市として備蓄すべき数量を常に確保するため、更新時期を見直すなど、更新の方法について検討されたい。
- (7) 発電機の自治会等への貸出しについては、7件の使用実績があり、全て夏祭り等の自治会・町内会事業での使用となっていたが、このうち2件は使用届出書の提出を受けていなかった。さらに、発電機の返却時の点検方法の定めはなく、破損の有無等について確認している記録がなかった。貸出しにあたっては、使用届出書の提出を徹底するとともに、使用後の返却時にチェック表を提出させるなど、燃料の補充状況及び発電機の破損の有無を確認する手立てをとられたい。
- (8) また、発電機の貸出しは、避難所で使用される発電機を実際に操作してもらえる機会となるため、自主防災組織等における防災訓練等での使用を促すなど、有効活用に努められたい。
- (9) 保管されていた消毒用アルコールについては、消防法上危険物にあたるため、法令等に基づき適正に管理されたい。

○着眼点3 備蓄物資の品質は確保されているか

- (1) 備蓄物資については、それぞれ保存期限を考慮し、計画的に更新し、管理していく必要がある。しかし、新物資システムへ保存期限が入力されていたのは、食料5品目及び生理用品のみで、その他の物資は入力されておらず、保存期限が管理されていなかった。

マスクや消毒液、おむつ等の衛生用品は、経年劣化により品質が低下し、衛生面から使用に支障が出る恐れがある。また、発電機や投光器などの資機材は、年数の経過とともに部品が劣化し、同時期に購入した資器材の更新時期が重なることも想定されるため、耐用年数やメーカーでの修理期間なども考慮したうえで、計画的に更新していく必要がある。適切な時期に更新する見通しを立てるためにも、保存期限について一定のルールを定め、管理されたい。

- (2) また、現場調査においては、すべての防災倉庫で食料及び生活必需品は梱包した状態で保管されていたが、防災対策課倉庫（流通センター）で保管されている段ボールベッドには、天井から落ちてきたと思われるゴミが付着しており、汚れたまま保管されていた。備蓄物資の保管については、汚れ等が発生する恐れがある場合にはシートをかけるなど、衛生面にも考慮し適切に管理されたい。
- (3) 保存期限が概ね1年を切った食料等の更新については、総合防災訓練等のイベント等において市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとされているが、配布した数量や配布先について、一部を除き記録がなく、在庫管理が行われていなかった。更新を迎える備蓄物資の活用にあたっては、配布数量の記録や活用実態の把握を行うなど、適切な備蓄管理を行われたい。
- (4) 各施設に保管されているガソリンの携行缶については、一部に空のまま保管されているものがみられた。使用実績や更新状況について適切に把握するとともに、災害時の発電機の使用に支障をきたすことのないよう、管理を徹底されたい。

○着眼点 4 備蓄物資の点検、数量管理は適切に行われているか

- (1) 国では、大規模災害時に、被災地に対しプッシュ型支援を行う際は、新物資システムによって備蓄の状況を把握し、地方公共団体・民間事業者等との備蓄物資の調達・輸送等に必要な情報共有を行うこととしているが、現場調査において、新物資システムの登録数と防災倉庫の備蓄数を照合したところ、ほぼ全ての倉庫で数量が一致しなかった。

災害時において、新物資システムに登録された数量が物資調達の基礎となるため、適正な登録が行われていない場合には国からの物資輸送に影響が出るのが懸念される。平常時から、物資の備蓄状況について数量の把握を行い、新物資システムへの登録を適切に行われたい。

- (2) また、新物資システムに登録されていない物品が保管されており、これらの多くは保管に至るまでの経緯や取得日に関する記録がなかった。

災害時においては、限られた時間の中で迅速かつ的確に物資を共有する必要があることから、使用可能な備蓄物資の品目及び数量を正確に把握しておくことが必要不可欠である。登録数量が把握されず、登録対象となっていない物品が防災倉庫内に混在していれば、災害時における適切な配付に支障をきたす恐れがある。備蓄物資の範囲を整理し、公助備蓄として取扱うものについては、品目、数量ともに新物資システムに登録し、それ以外の物品は備蓄物資と分けて管理されたい。

○着眼点５ 協定等に基づく調達物資は、有効に調達できる仕組みとなっているか

- (1) 災害時の食料や生活必需品の供給に関しては、備蓄されている物資の供給について、幅広い分野で数多くの事業者ときめ細かく協定が締結されていた。しかしながら、具体的な協定先との情報交換は、担当者の連絡先の交換までにとどまっており、災害時を想定した情報伝達訓練等の実施を確認できるものがなかった。災害時は、市、協定の相手先双方ともに通常の対応が困難になることが想定される。平常時から、防災計画に基づき、災害時を想定した実効性のある情報伝達訓練等を定期的に行うなど、物資の供給が円滑に行われるよう努められたい。

○着眼点６ 災害時用備蓄（公助備蓄）に関する周知は行われているか

- (1) 防災に関する情報は、公式ホームページ、広報やまがた、災害情報メールマガジン、各SNS等で市民向けに発信され、自助備蓄の推奨を行っているが、公助備蓄についての考え方の周知は一部に限られ、避難所に備蓄されている品目、数量等については周知されていなかった。

公助備蓄は数に限りがあるため、公助備蓄の内容や数量が十分に周知されていない場合、市民が市避難所に過度な期待を抱くこととなり、災害時の混乱を招く恐れもある。公助備蓄の内容や数量等には限りがあることを前提に、その役割と範囲を市民と共有することが、実効性のある防災体制の構築に繋がると考える。市民に対する自助備蓄、公助備蓄の普及啓発は当然のことながら、市の公助備蓄の考え方及び具体的な備蓄物資の品目、数量についても市民に周知し、理解を得ながら、備蓄の推進に努められたい。

総 括

今回の行政監査は、市防災倉庫及び災害時用備蓄物資の管理状況について検証したものであるが、その結果、防災倉庫の管理や備蓄物資の位置付け、数量管理、品質管理、さらには運用体制など、災害時における実効性の観点から、改善を要する課題が複数見受けられた。

近年の大規模災害においては、令和6年能登半島地震に見られるように、避難所の過密や衛生環境の悪化、物資供給の遅れなど、避難生活の質や物資管理に関する課題が改めて顕在化している。また、発災直後の数日間は公的支援が十分に行き届かないことを前提とした備えが求められており、平常時からの備蓄体制の確保と適切な管理の重要性が一層高まっている。

こうした状況を踏まえると、本市において確認された、防災倉庫の配置及び機材等の運搬経路における効率性や安全性の不足、備蓄物資の管理の不徹底、備蓄物資の位置付けや必要数量に係る算定根拠の不明確さ、保存期限や在庫情報の管理不足、新物資システムとの不整合などの課題は、災害時の迅速かつ的確な物資供給や避難所運営に直接影響を及ぼすおそれがある。また、協定に基づく物資調達体制や市民への周知についても、実効性の確保という観点からはなお改善の余地が認められる。

災害対応においては、平常時からの準備と運用体制の整備が不可欠である。特に、物資の調達・輸送については、必要なときに、必要な場所へ、必要な量を円滑かつ確実に届けることが重要であり、そのためには実効性のある物資供給体制の構築とその運用が求められる。今後は、山形市地域防災計画と山形市避難所等環境整備計画との整合を図りつつ、公助備蓄の対象や数量の考え方を明確化するとともに、防災倉庫の配置の見直しや安全かつ効率的な機材等の運搬経路の確保、備蓄物資の管理の適正化、各備蓄物資の位置付けの整理や根拠が明確な対象者比率に基づいた必要数量の算定の明確化、備蓄物資の品質・数量管理の徹底、新物資システムへの正確な登録を行うなど、基礎的な管理体制の強化に取り組まれない。

あわせて、災害時を想定した実践的な訓練や関係機関とのより一層の連携強化を通じて、物資供給体制の実効性を高めるとともに、公助備蓄の役割と限界について市民への周知を図り、自助・共助との適切な役割分担を推進することが重要である。

今後は、近年の災害の教訓を踏まえ、これらの課題に的確に対応し、平常時からの備えを着実に積み重ねることにより、災害時においても市民の生命及び生活を守る実効性の高い防災体制の構築に努められることを期待するものである。

第 8 節 災害時用備蓄の充実

本節は、災害発生時における、被災者の生活や安全を確保し、生活を支援するため、平常時から生活必需品等の備蓄を推進する計画である。

災害発生後、生命維持のために最低限必要な物資を過不足なく必要とする人に供給するとともに、平常時においても無駄がないよう効率的な備蓄を行う。

そのため、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、災害発生から最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資について、自助による備蓄（以下「自助備蓄」という。）を推進する。

地区住民の避難誘導や地区避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難なものについて、共助による備蓄（以下「共助備蓄」という。）を推進する。

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難なものについて、公助による備蓄（以下「公助備蓄」という。）を推進する。

時間の経過により、自宅等から地区避難所又は市避難所、地区避難所から市避難所へ移動が想定されることから、各備蓄の有効活用を図るため、可能な限り自助備蓄や共助備蓄も移動先の避難所へ搬送する。

災害発生から 4 日目からは流通在庫と他自治体等からの支援物資の供給が見込まれることから、自助・共助・公助と 3 日間の備蓄を基本とする。

また、自助備蓄や共助備蓄が災害により利用不可能な場合は、隣保協同の精神で相互に融通しあうとともに、公助在庫、流通備蓄、支援物資の最大限の活用を図る。

第 1 自助備蓄の推進

災害発生から最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活に必要で、個人や家族、事業者が日常的に必要な物資の備蓄を推進する。なお、自助備蓄は、総務省消防庁作成の「防災マニュアル」に記載されている物資を基本とし、各個人や各世帯等の状況に応じた適切な備蓄を呼びかける。

1 非常用持出品

非常食料、衣料品、避難用具、生活用品、医薬品、貴重品類等を非常用持出袋に入れ、玄関などの持ち出しやすい場所に準備する。

2 備蓄品

食料品、生活用品等の最低限 3 日（推奨 1 週間）程度の生活で日常的に必要な物資を備蓄する。（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買って置き、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

第2 共助備蓄の推進

地区住民の避難誘導や地区避難所等での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄が困難な物資の整備を推進する。なお、自主防災組織による共助備蓄の整備を促すため、市が補助を行う。

1 避難誘導に必要なもの

災害発生又は発生が見込まれる場合、避難誘導は自主防災組織が担うことから、地区の状況に応じて、避難誘導に必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

2 地区避難所に必要なもの

地区避難所への避難を想定する自主防災組織又は町内会・自治会を対象に、地区の状況に応じて、3日間程度の地区避難所生活に最低限必要と見込まれる物資の備蓄を促す。

3 共助備蓄補助制度

災害時における自主防災組織の活動を強化するため、自主防災組織による共助備蓄の購入に対し補助金を交付する。（参照：第2章第5節第1 自主防災組織の育成・活動の推進）

第3 公助備蓄の推進

市避難所での生活に最低限必要な物資のうち、自助備蓄及び共助備蓄が困難な物資の整備を推進する。

1 公助備蓄の内容

自宅からの持参が困難と思われる高齢者、障がい者及び乳幼児に配慮した食料及び生活必需品のほか停電時に対応するための資機材を整備する。

区分	備蓄の内容
食料	高齢者等用食料、乳児用液体ミルク等
生活必需品	生理用品、毛布、非常用携帯トイレ
感染症対策品	マスク、消毒液、体温計、段ボールパーテーション等
資機材	発電機、投光器、燃料携行缶、コードリール

2 保管場所

公助備蓄は、防災支部又は市避難所に分散して保管する。

3 備蓄物資の有効活用

保存期間が概ね1年を切った食料等については、総合防災訓練、防災イベント等開催時に市民に配布し、防災意識の高揚を図るものとする。

4 物資調達・輸送調整等支援システムの活用等

市は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

〔令5改〕

第4 応援協定の推進

1 流通在庫品等の供給確保の推進

災害時において、食料及び生活物資の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、各種団体や事業者と流通在庫品の供給応援に関する協定を推進する。

併せて、定期的に協定先の連絡担当者との情報交換や情報伝達訓練の実施などにより災害時の連絡体制を確立し、流通備蓄の最大限利用による安定供給の確保に努める。

2 応援協定都市からの確保

災害時における食料及び生活必需品の確保及び供給に関する協定等を締結している他市町村の応援により、非常用食料等を確保する。

3 県との連携による確保

県、総合支庁との連携のもと、効果的な備蓄品の充実を図るものとする。